

株式会社 Maple Audio Technology における

「電気用品安全法」 関連自主検査の対応指針に関して

1. 「その他の音響機器」の解釈について

関東経済産業局からの説明通り、「音響信号を出力し、スピーカやヘッドフォンなどで再生可能な製品」という解釈を、表記通りに行うものとする。

2. 「スピーカ」の定義

ここで定義するスピーカは一般市場で容易に入手できるモデルとし、パワードスピーカのように、スピーカ筐体にスピーカを駆動するためのパワーアンプを含まないものとする。従って、スピーカとの接続は、被覆処理を行った銅線（もしくは銅線に準ずる導体としての特性を有した金属線）とし、スピーカユニットを外部から交流的に測定した内部インピーダンスは 32Ω 以下の製品とし、出力信号の交流実効値は $100V$ 以下とする。ここで定義する交流実効値は、交流電圧信号を正弦波と仮定し、 $0V$ から測定した正もしくは負方向どちらか一方の波高値を $\sqrt{2}$ で除した値とする。

2008年5月15日現在、弊社にて構内放送を目的として使用するハイインピーダンススピーカシステムの取り扱いはなく、また、ハイインピーダンススピーカを駆動するには高電圧信号を出力できる特殊アンプを必要とすることから、弊社では一般消費者保護を目的として定められた当該法の趣旨に合致しないと判断し、これらのスピーカ装置は弊社で「その他の音響機器」であるか否かを判断するための製品として考慮しない。

2. 「ヘッドフォン」の定義

ここで定義するヘッドフォンはイヤホンを含み、一般市場で容易に入手できるモデルとし、ヘッドフォン装置自体に外部電源もしくは内蔵電源を用いた信号増幅回路を内蔵しない受動回路によって構成された製品を指す。ここで定義されるヘッドフォン装置は、接続端子として直径 $6.3mm$ もしくは $6.5mm$ で2極もしくは3極の導体接触部をもつ通称「標準コネクタ」と呼ばれるもの、直径 $3.5mm$ で2極もしくは3極の導体接触部をもつ「ミニコネクタ」、直径 $2.5mm$ で2極もしくは3極の導体接触部をもつコネクタを定義し、旧電電公社仕様の110号コネクタや多芯 XLR コネクタで接続される特殊コネクタを有したヘッドフォン装置は除外する。

さらに、ヘッドフォン装置を外部から交流的に測定した内部インピーダンスは 400Ω 以下とし、これ以上のインピーダンスを持つ製品は除外する。

3. 「スピーカやヘッドフォンで再生できる」の定義

当該法を弊社で解釈する上で、「再生」とは「一般使用に耐えうる音質を維持した状態」で、「一般使用に耐えうる音量を再生できること」と定義する。従って、ヘッドフォンを接続した際に、かろう

じて微かに音声聞こえる状態や、音声は聞こえるものの電気用品安全法の適用が疑われる製品で定める技術的仕様の周波数特性が再生装置の仕様範囲内で大きく損なわれる場合、この事実は、弊社で定義する「再生」とはしない。

このような事実を物理的且つ客観的に定量的で不変な根拠のあるデータとして下記に定める。

スピーカ再生可能)

当該機器に 8Ω の入力インピーダンスを持つスピーカ装置を接続し、スピーカ装置仕様で定める 60% の入力信号を印加した際、スピーカ装置の仕様を限度とし、当該機器の定める周波数特性を含む全ての仕様が $\pm 5\%$ 以内となる場合、これを再生可能と定義する。

ヘッドフォン再生可能)

当該機器に 32Ω の入力インピーダンスを持つヘッドフォン装置を接続し、ヘッドフォン装置仕様で定める 60% の入力信号を印加した際、ヘッドフォン装置の仕様を限度とし、当該機器の定める周波数特性を含む全ての仕様が $\pm 5\%$ 以内となる場合、これを再生可能と定義する。

以上